

【重要事項説明書】

委任者と締結する調査委任契約の内容及びその履行に関する事項について、「探偵業の業務の適正化に関する法律」（平成 18 年法律第 60 号、以下「探偵業法」という）第 8 条の重要事項の説明等の規定に基づき、次の通り重要事項を説明致します。

1、探偵業に係る調査の内容、方法、及び、期間

調査の内容、方法、期間については、**事前のお見積り書面、ご相談時の料金確認書面、ホームページ料金表、ご依頼フォーム、又は、調査委任契約書**にて、記載するものとします。

2、結果報告の方法、及び、報告期限

- (1) 調査結果の報告は、基本的に電子メールで行いますが、ご依頼者の指定により、FAX、郵送、口頭での報告も可能です。
- (2) 調査期間については、契約締結時に定めます。但し、委任者・受任者双方の協議により、再度定めることができるものとします。
- (3) 結果の報告は、ご依頼者から**調査料金全額の支払いが完了してから**となります。

3、調査料金の支払時期と方法

- (1) お支払時期は、契約締結時に調査料金（概算額）の前納が基本となりますが、案件毎に異なりますので、当社側の指示に従っていただきます。
- (2) 実費経費の支払時期、成功報酬金額の支払時期等については、事前の確認書面、ご依頼フォーム、又は、調査委任契約書に記載することと致します。
- (3) 調査料金のお支払い方法は、日本円、又は、米国ドルによる、現金支払・銀行送金・クレジットカード決済となります。

4、調査料金の定義に関して

ホームページの調査料金表、及び、事前のお見積り書面・料金確認書面等により、調査料金（基本報酬、成功報酬、経費の内訳）を明確にご通知いたします。

調査料金の種類、支払時期は以下の通りです。

- (1) **基本報酬** 業務の成功不成功にかかわらず、業務時間数や労働量に応じて支払われる報酬を「基本報酬」とします。基本報酬は、業務委任時にご入金いただきます。※データ確認調査の多くは、基本報酬を設定していません。
- (2) **成功報酬** 業務の成功に応じて甲が乙に支払う報酬を「成功報酬」とします。**成功報酬は、原則として、調査完了通知後、平日 2 日以内**にご入金いただきます。
- (3) **経費** 各種実費その他受託業務のため発生する実費費用を「経費」とします。経費は、当社の求めに応じ、速やかにご入金いただきます。※調査実費（経費）については、概算であり、実際には調査の進捗状況により金額が増減する場合がございます。尚、データ確認調査の多くは、経費設定はありません。
- (4) **保証金** 業務着手前に支払われる預かり金を「保証金」とします。**調査が成功した場合、「保証金」は「成功報酬」の内金となります。「基本報酬：¥0、経費：¥0」の案件では、調査が不成功に終わった場合、「保証金」は返還いたします。**保証金の金額は、当社の自由裁量にて決定できるものとします。

※業務遂行過程で、予想外の事態が発生し、当初の見積りによる業務範囲を超過して業務を継続せざるを得ない場合は、当社は委任者との協議により、業務報酬の追加を求めることができるものとします。

5、秘密の保持

ご依頼に係る委任事項、及び、業務上知りえた全ての内容については守秘義務を厳守し、第三者に漏洩しないことを誓約致します。また、探偵業に従業することがなくなった場合も同様とし、業務委任に関係する資料の不正使用を防止するため破棄を含む必要な措置を講ずることを誓約致します。

6、個人情報の取り扱いについて

- (1) 「個人情報の保護に関する法律」及び関係法令を遵守し、個人情報については、ご依頼の委任事項について業務を遂行し調査結果を報告する目的及び、ご依頼事項に係る相談、並びに、各種提供サービス業務について個別にご了承いただいた目的以外には使用致しません。
- (2) ご依頼に係る個人情報については、法令に基づく正当な要求である場合を除き、ご依頼者の同意なく第三者に提供することはありません。

7、契約の解除に関する事項

(1) ご依頼者側からの契約解除

1) データ確認調査・聞き込み等の調査手法による内偵調査の場合

- a) 業務着手後、当社規定の各調査項目の調査期間内は、ご依頼者側からの契約の解除はできません。
- b) 当社が定めた調査期間を大幅に超過しても、調査報告が得られない場合は、協議の上、ご依頼者側の求めに応じて契約を解除し、当社は成功報酬を放棄することとします。尚、基本報酬に関しては、原則返還できません。

2) 時間課金による基本報酬制の行動調査の場合

当社規定のキャンセル料を支払う場合、ご依頼者側からの調査解除が可能です。

(2) 当社側からの契約解除（罰則的解除）

次の各号の一つに該当する場合、当社は何の通知催告をせず、直ちに本契約を解除することができるものとします。

この場合でも、データ確認調査・内偵調査の場合、ご依頼者は契約締結時の調査料金全額を支払うものとします。行動調査の場合、契約締結時の調査料金全額に対する、規定のキャンセル料（8条参照）が発生します。

- 1) ご依頼者側が当社の求める調査料金を支払わない場合。
- 2) **ご依頼者の業務依頼の内容もしくは利用目的が、犯罪・違法であるもの、差別につながる可能性あるもの、または、その他公序良俗に反するものと当社が判断した場合。**
- 3) 業務の継続により当社の営業に支障を生じ、当社が損害を被った場合、又その蓋然性があると当社が判断した場合。
- 4) **ご依頼者と当社の信頼関係が著しく破壊されたものと当社が判断した場合。**
- 5) 前号までの定めその他、ご依頼者が本契約各条項に違反した場合。
(3) 天災暴動その他の不可抗力により業務の継続が困難であると当社が判断した場合、当社側で調査を中止／中断する場合があります。その場合、業務中断／中止までの業務報酬を申し受けます。
(4) 業務契約締結後、ご依頼者側から調査着手指示／変更指示が無いまま、30日間経過した場合、調査が終了したものとみなし、支払済み業務報酬の返還はできません。

8、キャンセル料（契約の解除の補足）

時間課金による基本報酬制で遂行される行動調査では以下規定のキャンセル料を申し受けます。

(1) 行動調査キャンセル料

尚、調査方法等に係る企画会議（調査員の確保及び日程の調整、調査機器・車両の準備等）、事前の現地確認等の予備調査、並びに、調査行為としての待機等を実施した場合はすべて調査着手後とみなします。

- 1) 業務開始時間の 24 時間以内（当日）：基本報酬の 80%
- 2) 業務開始時間の 48 時間以内（2 日以内）：基本報酬の 70%
- 3) 業務開始時間の 72 時間以内（3 日以内）：基本報酬の 60%
- 4) 業務開始時間の 96 時間以内（4 日以内）：基本報酬の 50%
- 5) 業務開始時間の 120 時間以内（5 日以内）：基本報酬の 40%
- 6) 業務開始時間の 144 時間以内（6 日以内）：基本報酬の 30%
- 7) 業務開始時間の 168 時間以内（7 日以内）：基本報酬の 20%
- 8) 業務開始時間の 192 時間以内（8 日以内）：基本報酬の 10%

(2) 業務遂行中において、推移状況（交通情勢・地理的状況等）、対象者の警戒・違反運転、或いは、公益上の問題、天変地異等の不可抗力により、業務中止を余儀なくされた場合は、開始から中止までの実働時間に対する業務報酬を申し受けます。ただし、事前予約を受けた行動調査の場合、総予約時間から実働時間を差し引きした残りの時間に対し、上記規定に基づくキャンセル料が発生します。

(3) 業務着手前、及び、中止事由が当社の過誤による場合は、キャンセル料は発生しないものとします。

9、提供することができる探偵業務の内容

本委任契約により収集できる情報、実施できる調査方法、調査体制、調査を実施できる地域の範囲を明確にし、ご依頼に係る特定人の所在、又は、行動についての情報を、面接による聞き込み、尾行、張り込みその他これらに類似する方法を以ってその調査結果を報告する業務。

10、業務の委託について



委任を受けた調査業務を遂行するために、その業務が実施される地域等にかかわらず、提示した探偵業務委任提携業者に業務の全部、又は、一部を委託する場合があります。その場合は適切な監督を行うとともに、ご依頼者に提供していただいた個人情報、及び、業務上知り得た全ての情報について安全管理措置を講じます。

11、委任業務によって作成、又は、取得した資料の処分

調査結果（対象者の個人情報）を委任者に報告（利用目的を達成）した場合、6ヶ月間の保存期間を経過後、速やかにご依頼者、及び、調査対象者の個人情報を破棄致します。但し、委任者と当社間での協議の結果合意された保存期間のみ保管できることとし、保存期間終了後はハードコピー文書、電子的文書共に、速やかに破棄処分致します。

12、探偵業の届出証明書の提示

探偵業の届出証明書に関しては、当社ホームページの**届出証明書のスキャンファイル** (<http://www.qiqiq.com/pdf/PIRS.pdf>) をご参照ください。

委任者	<input type="checkbox"/> 上記重要事項説明を確かに受けました。（□にチェックを入れてください。）				
	氏名・名称		契約日	署名、又は、印	
	住所				
受任者	自宅電話		携帯電話		
	商号	株式会社クイックリサーチ			
	所在地	東京都新宿区北新宿 2-6-20-504			
	E-mail	info@qrinvestigations.co.jp			
	電話番号	03-3362-3939	代表取締役 小山 悟郎		
届出番号	公安委員会 届出済確認証書番号 第30070074号		重要事項説明担当者 小山 悟郎		